公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２０８号
北九州市小倉北区中井２丁目15番５―202号
債務者　林　　玲子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９３号
北九州市八幡西区椋枝２丁目９番３号
債務者　遠藤　修一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９４号
北九州市八幡西区八千代町９番６号
債務者　爲頼　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２５５号
北海道石狩郡当別町字金沢156番地34
債務者　内ヶ島　良
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津多香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南22690番地
債務者　野津手宣敬
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩地　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４９号
岐阜市西改田上の町72番地３
債務者　黒川喜美子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３１７号
さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地55
債務者　須藤　新一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４６号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―801号、旧住所山口県下関市彦島角倉町３丁目２番９―103号
債務者　大串　欣一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８０号
さいたま市桜区南元宿２丁目18番18号、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1189番地３　メゾンドパストラル一番館306
債務者　古谷　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２３号
堺市中区深阪2004番地
債務者　乃田　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５３号
埼玉県加須市不動岡2182番地
債務者　飯島　将博
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３７号
横浜市中区本郷町２丁目50番地　グルッペ本牧309号室
債務者　西野　純子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１０号
静岡市清水区谷津町１丁目341番地、旧住所静岡市葵区古庄３丁目２番10号
債務者　伏見　和真
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目40番６号
債務者　福井　範久
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
愛知県豊橋市花中町171番地、住民票上の住所愛知県豊橋市馬見塚町４番地２
債務者　牧　　賢司
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　政和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０２１号
京都市南区上鳥羽高畠町３番地
債務者　長谷　友観
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野﨑　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係